資料５

（たたき台：８月３日時点）

鳥取市公共施設再配置基本計画

≪再配置計画について≫

財産経営課メモ

①経営基本方針において、施設分類別の方向性（※）をまとめました。
再配置計画では、※の方向性を個別施設に反映させ、より具体的に
施設の方向性を市民に知っていただくものです。
また、個別施設だけでなく、周辺の施設との統合・複合化についても
検討するものです。

→社会情勢等をふまえ、現有の公共施設全てを将来にわたって
現在の形で維持することはできないことをより明確にします。

②事業実施に向けては、再配置計画とは別に、より詳細な“実施計画”を
策定することになります。
再配置計画の段階で、予め方向性を公表しておくことによって、
事業推進を円滑にするものです。

→市民に予め方向性と見直し時期（「当面維持」や「すぐに見直し」、
「更新時期に見直し」など）を知らせることで、検討する期間を
確保するとともに、利用者の不安感を軽減します。

鳥取市

平成２８年　月

はじめに

第1章　公共施設再配置基本計画を策定する背景

（１）公共施設白書の作成（～平成２５年度）
（２）公共施設の経営基本方針の策定（平成２６年度）
（３）公共施設再配置基本計画（仮称）の策定（平成２７年度～）

第2章　位置付け等

（１）再配置計画の位置付け
（２）計画期間
（３）対象施設

第3章　鳥取市の現状と「公共施設の更新問題」

第4章　本市がめざす公共施設経営

（１）本市が取り組むべき課題の整理
（２）公共施設経営の目的
（３）数値目標

第5章　施設の方向性

（１）各施設の方向性
（２）圏域別の施設配置

第6章　事業化に向けた考え方

第7章　再配置計画の推進・マネジメント

（１）推進体制
（２）データベースの構築
（３）事前協議制度
（４）計画マネジメント（進捗管理・フォローアップ）

はじめに

第1章　公共施設再配置基本計画を策定する背景

（１）公共施設白書の作成（～平成２５年度）

市町村合併以降、本市においては、施設の統廃合、集会所等の地元譲渡など、公共施設の整理や、指定管理者制度の導入による効果的運営に努めてきましたが、施設の整備や修繕は、施設所管課の施策や判断を基に施設毎に個別で検討されてきました。

そうした中、第５次鳥取市行財政改革大綱に“ファシリティマネジメント機能の強化”を盛り込み、平成２５年度から、公共施設経営を総合的かつ一元的に推進する取り組みを始めました。

その取り組みの一つが、公共施設を取り巻く現状と課題を『見える化（可視化）』し、市民の皆さんと情報を共有する資料となる『鳥取市公共施設白書』の作成（平成２６年２月公表）です。

この「公共施設白書」により、本市が“『老朽化する公共施設の更新に必要な多額の経費』を『減少していく財源』で賄わないといけないという「公共施設の更新問題」（以下、「更新問題」という。）を抱えている”という状況が明確となりました。

（２）公共施設の経営基本方針の策定（平成２６年度）

更新問題は全国の自治体で共通の課題であり、本市においては、“市町村合併に伴う公共施設の増加”や“普通交付税の合併算定替えによる財政措置の段階的な縮減”という事情もふまえる必要があります。

また、更新問題に対応するには、これまで定着していた公共施設に関する既成概念を見直す必要があり、ときとして利便性等に影響を及ぼす可能性も否定できません。

しかし、人口減少・少子高齢化は社会様態の変化であり、同時期に公共施設が更新時期を迎えるということは、イマこそが変革の時期であり、“公共サービスの新たな可能性を拓く”好機（チャンス）ともいえます。

そこで本市は、前向きに『新しい公共施設経営（ファシリティマネジメント）』を推進することで更新問題に対応し、将来にわたって市民へ過度な負担を押し付けない、「いつまでも暮らしたい。誰もが暮らしたくなる鳥取市」の実現をめざすこととしました。

この「新しい公共施設経営」を中長期的な視点で戦略的かつ総合的に推進していくため、平成２７年２月、取り組みの骨子となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

（３）公共施設再配置基本計画（仮称）の策定（平成２７年度～）

基本方針では、「新しい公共施設経営」に取り組む目的を、“公共サービスの維持・向上”、“安全・安心な市民生活”並びに“次世代の負担軽減”の３点としました。

これらの目的を達成するためには、公共施設経営をソフト面・ハード面の両方から考え、戦略的に取り組むことが必要となります。

そのため、本市では、“次世代の負担軽減”を前提としつつ、まずは“公共サービスの維持・向上”に重点をおいた『鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）』（以下「再配置計画」という。）を策定し、各施設における“公共サービス提供のあり方”や“今後の方向性”等についてまとめました。

なお、“安全・安心な市民生活”に向けた施設の維持管理を効率的・効果的に行うために、再配置計画とは別に「中長期保全計画（仮称）」の策定に向けて取り組んでいきます。

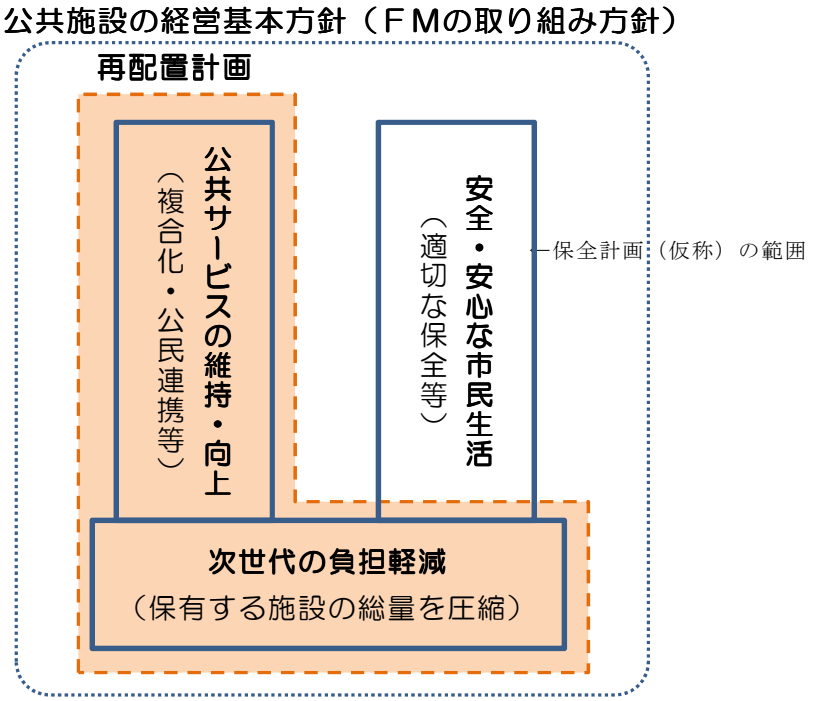

第2章　位置付け等

（１）再配置計画の位置付け

再配置計画は、基本方針に沿って策定するものであり、平成２６年４月に国（総務省）が各自治体に策定を要請した「公共施設等総合管理計画」の下位に位置づけられる「個別施設計画」に該当するものです。

再配置計画は、基本方針第６章に掲げる公共施設経営の３つの目的のうち、主として「公共サービスの維持・向上」及び「次世代の負担軽減」の達成に向けた、本市の公共施設の活用・再配置等についての行動計画です。

また、再配置計画は、本市の最上位計画である「鳥取市総合計画」の下位に位置する計画であり、「鳥取市行財政改革大綱」及び「鳥取市都市計画マスタープラン」と連動します。

なお、再配置計画は各施設における“今後の方向性”を示すものであり、事業化に向けては、関係者との協議・調整や事業費確保（予算化）、実施計画の策定などが必要となります。そのため、必ずしも再配置計画のとおり事業化できるとは限りません。

（２）計画期間

再配置計画に基づく取り組みは、基本方針と連動することから、基本方針と終期を合わせて平成 66 年度（2054 年度）とし、計画期間は 39 年間とします。

また、当初の平成 28 年度から平成 36 年度までの９年間を第１期として、以後 10 年間ごとに第２期、第３期及び第４期に分け、期ごとに実施計画を策定します。

なお、中長期的な視点で取り組んでいく中で、社会経済情勢等の変化が生じた場合や、事業化の調整が取れた場合には、適宜見直しを行うこととします。

≪公共施設等に関する計画の体系≫

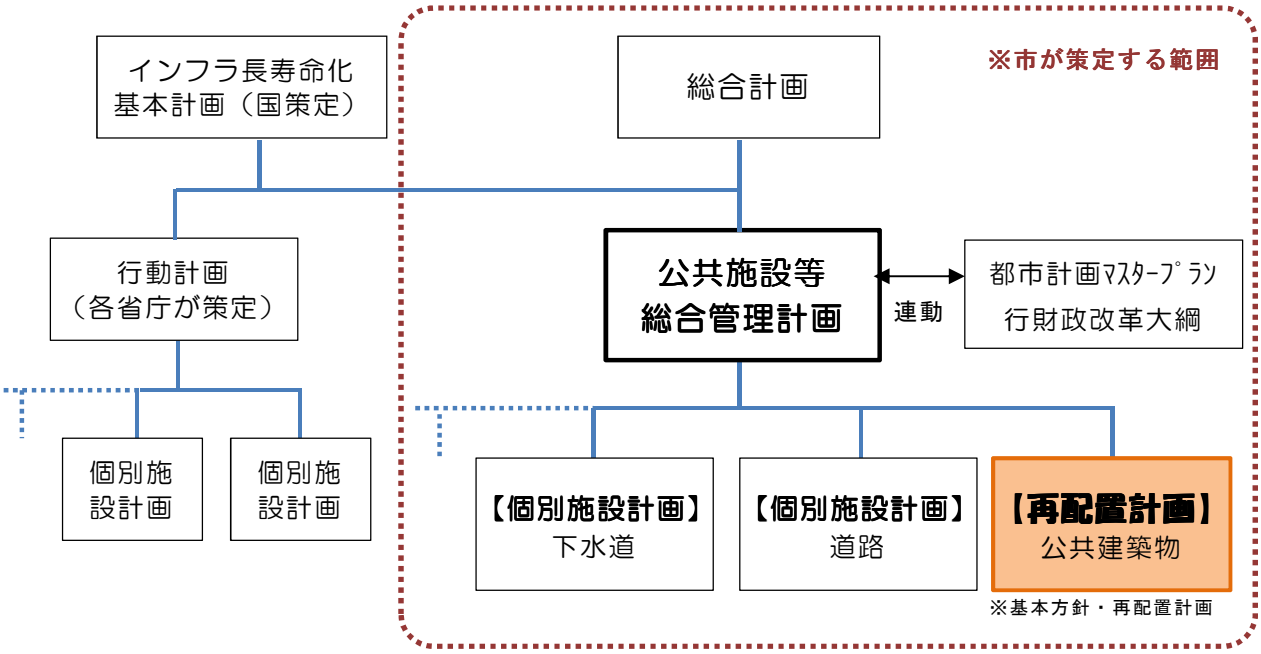

≪公共施設経営の体系≫

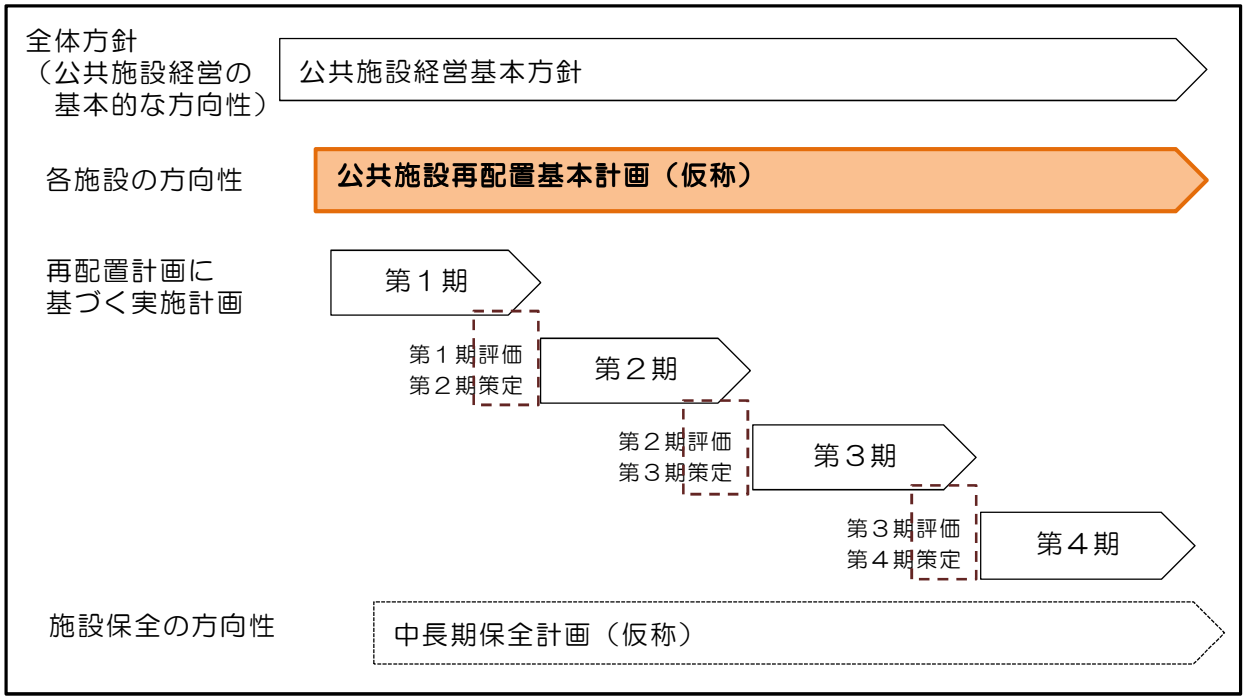

（３）対象施設

再配置計画の対象となる公共施設は、本市が保有している公共施設のうち建物（ハコモノ）を対象とします。

道路や橋りょうなどのインフラや、企業会計にかかる施設の取り扱いは、公共施設等総合管理計画及びそれぞれの個別計画等に掲載することとし、再配置計画の対象から外します。

第3章　鳥取市の現状と「公共施設の更新問題」

≪公共施設白書から抜粋≫

人口推移・推計
財政状況
施設の状況、更新経費の試算　等

第4章　本市がめざす公共施設経営

（１）本市が取り組むべき課題の整理

本市は、全国の自治体と同様に、『老朽化する公共施設の更新に必要な多額の経費』を『減少していく財源』で賄わないといけないという、相反する難しい局面にあります。

一方で、人口減少・少子高齢化は社会様態の変化であり、同時期に公共施設が更新時期を迎えるということは、イマこそが変革の時期であり、“公共サービスの新たな可能性を拓く”好機（チャンス）といえます。

本市を将来にわたって、“住み続けられるまち”とするためには、前向きに『新しい公共施設経営』に取組み、“個別最適化”の観点から、中長期的な“全体最適化”へと転換していくことで、将来にわたって市民へ過度な負担を押し付けない、「いつまでも暮らしたい。誰もが暮らしたくなる鳥取市」の実現をめざすことが必要です。

新しい公共施設経営を効果的に進めるにあたって、

①市民アンケートの結果
②有識者会議である「鳥取市公共施設のあり方見直し研究会」からの提言
③先進自治体（浜松市・秦野市・さいたま市ほか）の実務経験者から助言など、

さまざまな視点をふまえて本市が取り組むべき課題を３点に整理しました。

（課題１）多様化が見込まれる市民ニーズに対応するため、新しい視点での公共施設の運営や民間活力の活用が求められます。

（課題２）安全・安心な市民生活を支え、災害にも強い、安全性・耐震性を備えた公共施設を確保することが求められます。

（課題３）次世代への負担を軽減するため、長期的な視点を持ちつつ、早期に取り組むことが求められます。

（２）公共施設経営の目的

前述の“取り組むべき課題”をふまえ、公共施設経営の目的を次の３つとします。

本市は、この３つの目的に向かって、市民と情報共有し、公民連携を深めながら公共施設経営に継続して取り組むことで、「いつまでも暮らしたい。誰もが暮らしたくなる鳥取市」の実現に寄与します。

（目的１）公共サービスの維持・向上

市民ニーズや社会様態にあった公共施設に転換することで、施設におけるサービスの維持・向上を図ります。

（目的２）安全・安心な市民生活

将来にわたって安全性の確保された公共施設を市民に提供し、安全で安心な市民生活・活動を支えます。

（目的３）次世代の負担軽減

中長期的な視点を持ち、公共施設にかかる生涯経費を圧縮し、次世代へ過度な負担をかけません。

（３）数値目標

目的のうち「次世代への負担軽減」は、公共施設経営を進める上での根幹となるものです。この目的を確実に達成するため、「40 年間で延床面積 29%の縮減」を数値目標として取り組みます。なお、長期的な取組みであるため、目標数値は適宜見直します。

第5章　施設の方向性

（１）各施設の方向性

基本方針において、全ての公共施設を施設分類別に方向性を定めました。

再配置計画では、基本方針の“施設更新等の基本的考え方”並びに“８戦略”を基にして、各施設における“今後の方向性”をまとめます。

≪施設分類別の方向性とともに、各施設の方向性を示すもの≫

≪時間軸（40 年間）を考えた記載内容とする≫

例：更新時に廃止（機能移転）を検討する。
更新時（〇〇年度まで）には、規模を縮小（〇〇と統合・複合化）する。
譲渡に向けて調整中。調整でき次第、地元へ譲渡。（調整できない場合は民間売却または解体を検討する。　　など

※現在、施設所管課が、各施設における“公共サービスのあり方”の視点や、利用状況、施設の老朽度、類似施設の有無等をふまえて、方向性を検討中
※各地域において検討された方向性等も参考として検討中

（２）圏域別の施設配置

≪一定の地域内にある施設、関連性のある施設の位置関係が分かるもの≫

第6章　事業化に向けた考え方

各施設の更新等は、再配置計画でまとめた方向性に沿って、事業化を検討します。

事業化にあたっては、より詳細な調査（利用・建物・施設配置の状況等）や、市民・有識者の意見聴取などを行い、社会情勢の変化や財政状況等をふまえて、中長期的・総合的な視点で実施計画を作成します。

なお、検討を進めるにあたり、再配置計画と異なる方向性（事業内容）になる場合にも“新しい公共施設経営”の目的達成に向けた事業内容とします。

（１）更新等する場合

①必要なサービスを提供するための“施設規模”を検討し、可能な限り現有施設で対応する。（その際は民間施設の活用も検討）

②多機能化及び複合化を検討し可能な限りコンパクトな形態とします。単独で建替える場合は、縮減目標をふまえた規模を検討します。

③ライフサイクルコストを縮減するため、予防保全及び維持管理コストの削減等を視野に入れた手法を選択します。

（２）処分する場合

①建物の耐用年数が残っていても、設置目的を終えた施設（市民ニーズの低い施設）や費用対効果が著しく低い施設等は、土地を含めた売却・民間譲渡を検討します。

②施設等の処分は、中長期的に見て最も財源確保に貢献する手法を検討します。

③老朽化等によって周辺への危険性がある場合は、解体を進めます。

（３）転用する場合

①更新すべき公共施設があれば、その用途に用いることを優先しますが、総量縮減の目標の中、可能な限り民間活力による転用をめざします。

（４）複合化する場合

①１施設１機能の考え方を見直すことによるサービス等の充実や稼働率の向上をめざします。

②施設のライフサイクルコスト縮減につながる形態を検討します。

（５）新設する場合（既存施設の建替えではなく、全く新しい公共施設を建設すること）

①既存建物（民間建物含む）の活用を最優先とし、特別な理由で新設が必要な場合、長期的な総量規制の範囲内で費用対効果を検討して行います。

②躯体及び設備を含めた建物全体のライフサイクルコストについて、代替案と比較検証し、新築の是非について公開で議論を深めます。ただし、ランニングコストがほとんどかからない比較的簡易な建物は対象外とします。

③建物で提供するサービスの期間を考慮して建設手法や構造を決定し、床面積（建物規模）は最低限のものとします。

第7章　再配置計画の推進・マネジメント

（１）推進体制

（２）データベースの構築

（３）事前協議制度

（４）計画マネジメント（進捗管理・フォローアップ）